

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

印鑑登録証明書の交付申請において、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用を可能とするため、この案を提出する。

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。)</u>の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード</u>を提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、<u>次に掲げるもの(以下この条及び次条において「個人番号カード等」という。)</u>の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード等のいずれか</u>を提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。</p> <p>(1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カード</u></p> <p>(2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項の特定在留カード</u></p> <p>(3) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の特定特別永住者証明書</u></p>
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備</p>

用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。